附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（次項において「新農業協同組合法施行規則」という。）別紙様式第六号（一）及び別紙様式第七号（一）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四条の二第一項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

２　新農業協同組合法施行規則別紙様式第六号（二）及び別紙様式第七号（二）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四条の二第二項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（次項において「新水産業協同組合法施行規則」という。）別紙様式第六号（一）及び別紙様式第七号（一）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（水産業協同組合法第五十八条の二第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

２　新水産業協同組合法施行規則別紙様式第六号（二）及び別紙様式第七号（二）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（水産業協同組合法第五十八条の二第二項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十一号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行に伴い、及び種苗法（平成十年法律第八十三号）を実施するため、品種登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓

品種登録規則の一部を改正する省令

品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（債権者の代位） **第二十三条**　債権者は、民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により債務者に代位して登録を申請するときは、第十七条各号に掲げる事項のほか、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。 一・二　（略）	（債権者の代位） **第二十三条**　債権者は、民法第四百二十三条の規定により債務者に代位して登録を申請するときは、第十七条各号に掲げる事項のほか、申請書に次に掲げる事項を記載し、かつ、代位の原因を証明する書面を添付しなければならない。 一・二　（略）

附　則

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の方法） **第九条**　生産動態調査は、経済産業大臣がその報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票によつて行う。	（調査の方法） **第九条**　生産動態調査は、経済産業大臣、第四条に規定する事業所若しくは特定事業所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「経済産業局長」という。）又は同条に規定する事業所若しくは特定事業所所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）がその報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票によつて行う。ただし、一括事業所については、経済産業大臣が定める者が配布する調査票によつて行う。